

バリアフリーに関する主な現状・課題と策定の方向性

1 バリアフリーに関する主な現状・課題

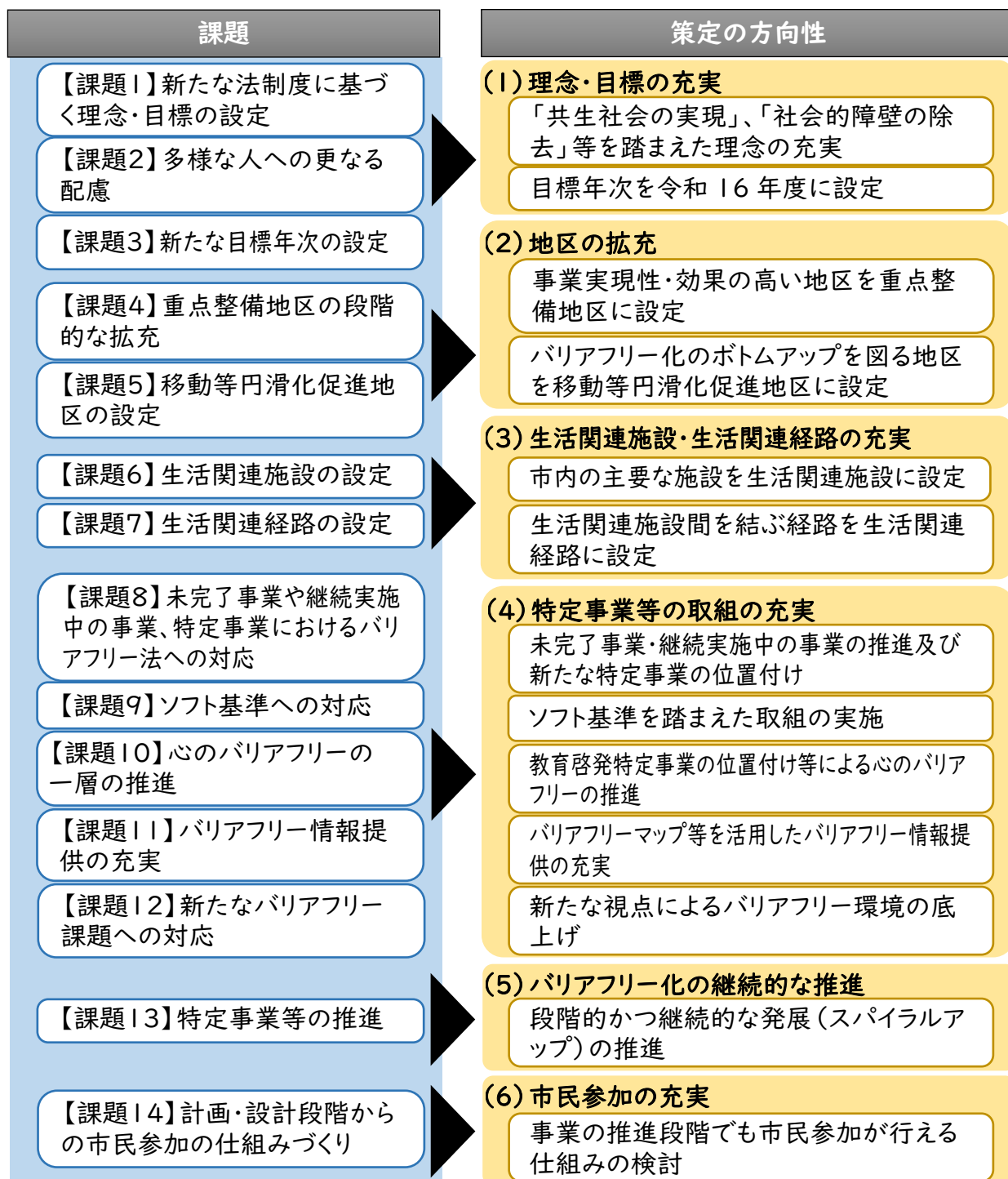
令和4年度に、本市におけるバリアフリーに関する現状を調査し、現状に対する課題を整理しました。主な現状と課題を以下に示します。

調査項目	詳細項目	主な現状と課題
関連法令及び上位・関連計画等	関連法令	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリー法では、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念が明確化されています。また、障害者差別解消法では、差別を解消するための措置として、差別的取扱いの禁止と合理的配慮不提供の禁止が定められており、これらを踏まえたバリアフリー化の理念・目標の設定が必要です。【→課題1】 ➤ これまでは交通バリアフリー基本構想における公共交通や道路等のバリアフリー化を推進してきましたが、バリアフリー法の制定を受け、新たに市内の建築物、駐車場、公園等を含めた面的・一体的なバリアフリー化の推進が必要です。また、新たな施設等のバリアフリー化を推進するにあたり、実効性の高い目標年次の設定が必要です。【→課題2、3】 ➤ バリアフリー法の対象である高齢者や身体障害者、知的・精神・発達障害者、妊産婦・子育て世代、外国人、LGBTQ、認知症の人など、多様な人への更なる配慮が必要です。【→課題2】 ➤ バリアフリー法では、バリアフリー施策の評価等にあたり、障害者等の参画・視点の反映が必要であることが示されています。このことから、施設整備における計画・設計段階から施設利用者である市民の意見を収集し、整備への反映及び人的対応・教育啓発などの心のバリアフリーに関する取組への反映のための仕組みづくりが必要です。【→課題14】
	上位・関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 府中市都市計画マスタープランでは、府中駅から府中本町駅周辺を中心拠点のほか、分倍河原駅等を地域拠点に位置付け、都市機能の集積や交通結節点としての機能の強化を図ることとしており、上位・関連計画等との整合を図った移動等円滑化促進地区や重点整備地区の設定が必要です。【→課題4、5】 ➤ 鉄道駅周辺のバリアフリー情報として、道路や主要施設のバリアフリー情報を提供している既存のバリアフリーマップ等を活用した情報提供の充実が必要です。【→課題11】
市内全域の概況整理	人口等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の人口総数が停滞傾向にある一方、高齢者数は増加傾向にあり、今後、高齢に伴う障害等の増加が予想されるため、より一層の特定事業等の設定による整備の実施や、心のバリアフリーの推進が必要です。【→課題10、13】
施設配置状況調査	施設配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内では、府中駅周辺に主要施設が多く立地しています。主要施設の配置状況を考慮した移動等円滑化促進地区や重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定について検討が必要です。【→課題4、5、6、7】
バリアフリー状況調査	鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内14駅の全ての駅でバリアフリールートが1ルート以上確保され、車椅子利用者用トイレも整備されています。一方で、ホーム安全対策としては、府中本町駅（南武線）に可動式ホーム柵が設置されていますが、それ以外の駅は内方線付点状ブロックの設置にとどまっており、生活関連施設や特定事業等の設定などによる更なる整備促進が必要です。【→課題6、13】
	バス	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 路線バス（京王バス、小田急バス）、コミュニティバスともに、ノンステップバスの導入率が100%となっており、市内の全バス路線でバリアフリー対応車両が運行されています。今後は、バリアフリー法の改正により新たに規定されたソフト基準への対応として、乗務員等による役務の提供や情報提供が必要です。【→課題9】
	タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本市のユニバーサルデザインタクシーの導入率は28.9%（乗合バス・タクシー事業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金の補助事業者中5社の全車両を母数とした割合）となっており、引き続き推進が必要です。また、ソフト基準に対応した乗務員等による役務の提供や情報提供が必要です。【→課題9】
	道路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の道路網の骨格を構成している都市計画道路の整備は順次進められており、市内には特定道路*が約32.4km指定されています。引き続き、生活関連経路や特定事業等の設定などによる整備促進が必要です。【→課題7、13】
	信号機	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリー対応型信号機（音響式信号機、高齢者等感応式信号機、音声信号機等）は、市内46箇所の交差点に設置されています。引き続き、特定事業等の設定などによるバリアフリー対応型信号機の設置の推進が必要です。【→課題13】
交通バリアフリー基本構想における特定事業等進捗状況調査	事業進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交通バリアフリー基本構想における特定事業等の完了率は69.1%であり、継続実施中の事業の割合を合わせると93.8%となっています。継続実施中の事業や未完了事業については、引き続き事業を位置付け、バリアフリー化を推進する必要があります。また、バリアフリー法において新たに追加された「建築物特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「教育啓発特定事業」の追加の検討や各種ガイドラインを踏まえた整備基準への適合、特定車両として追加されたタクシー・高速バス等の特定事業の追加も検討が必要です。【→課題8】 ➤ 交通バリアフリー基本構想における特定事業等は、概ね進捗しており、一定のバリアフリー整備の成果を上げていることから、市内における更なるバリアフリー化に向け、新たな重点整備地区を設定することにより、市内の段階的なバリアフリー化を図る必要があります。【→課題4】
その他		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 近年の社会情勢の主な変化として、新型コロナウイルス感染症の拡大が挙げられ、コミュニケーションや人的対応が受けにくいなどの新たなバリアフリー課題が生じており、対応策を検討していく必要があります。【→課題12】

*特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

2 策定の方向性

前述のバリアフリーに関する主な現状・課題を踏まえ、全体像として、マスタープラン及び基本構想の策定の方向性を設定しました。以下に総括図を示すとともに、次ページ以降に策定の方向性の内容を示します。



(1) 理念・目標の充実

策定の方向性

■「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」等を踏まえた理念の充実

「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」などのバリアフリー法の理念や、障害者差別解消法における「合理的配慮の提供」などを受けた障害理解・人的対応の一層の推進を位置付けます。また、高齢者や障害者、妊産婦・子育て世代、外国人、LGBTQ、認知症の人など、多様な人々に配慮したバリアフリー推進を位置付けます。

■目標年次を令和16年度に設定

市内の面的・一体的なバリアフリー化の推進や、特定事業の実施など、実行性の高い計画期間として10年間を設定し、令和16年度(初年度:令和7年度)を目標年次とします。また、特定事業等の実施時期を、短期(令和7年度～令和11年度)、中期(令和12年度～令和16年度)、長期(令和16年度以降)に設定します。

(2) 地区の拡充

策定の方向性

■事業実現性・効果の高い地区を重点整備地区に設定

交通バリアフリー基本構想における重点整備地区「府中駅・府中本町駅周辺地区」に加え、事業実現性・効果の高い地区を新たに重点整備地区に設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

■バリアフリー化のボトムアップを図る地区を移動等円滑化促進地区に設定

重点整備地区に設定してバリアフリー化事業を実施する段階にまでは至らない地区を移動等円滑化促進地区に設定し、緩やかな法的な網掛けによるバリアフリー化のボトムアップを図ります。

(3) 生活関連施設・生活関連経路の充実

策定の方向性

■市内の主要な施設を生活関連施設に設定

交通バリアフリー基本構想におけるバリアフリー化の対象施設である特定旅客施設に加え、バリアフリー法における生活関連施設を設定し、市内の主要な施設のバリアフリー化を推進します。

■生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に設定

交通バリアフリー基本構想における特定旅客施設と公共公益的施設を結ぶ経路かつ移動の円滑化を図る道路である特定経路・準特定経路に加え、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に設定し、市内道路等のバリアフリー化を図ります。

なお、生活関連経路は、歩行者ネットワークの連続性や国土交通大臣が指定する特定道路、関連する東京都や市、周辺自治体の上位・関連計画等との整合を考慮し、設定します。

(4) 特定事業等の取組の充実

策定の方向性

■未完了事業・継続実施中の事業の推進及び新たな特定事業の位置付け

交通バリアフリー基本構想の特定事業等における未完了事業や継続実施中の事業を今後も引き続き推進します。また、バリアフリー法において新たに追加された「建築物特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「教育啓発特定事業」の追加の検討や各種ガイドラインを踏まえた整備基準への適合、特定車両として追加されたタクシー・高速バス等の特定事業の追加を検討します。

■ソフト基準を踏まえた取組の実施

バリアフリー法の改正により、「公共交通事業者に対するソフト基準適合義務の創設」が規定されたことを受け、ハード整備のみならず、ソフト基準を踏まえた職員等による役務の提供や情報提供を推進します。

■教育啓発特定事業の位置付け等による心のバリアフリーの推進

交通バリアフリー基本構想におけるその他の事業において、心のバリアフリーに関する取組を推進していますが、教育啓発特定事業への位置付け等により、より一層の心のバリアフリーの推進を図ります。

■バリアフリーマップ等を活用したバリアフリー情報提供の充実

「がいどまっぷ府中」や「とうきょうユニバーサルデザインナビ」等を活用し、道路や主要施設のバリアフリー情報の提供を図ります。

■新たな視点によるバリアフリー環境の底上げ

近年の社会情勢の変化や法制度の充実を踏まえ、「感染症対策を踏まえた人的対応」や「小・中学校のバリアフリー化」等の視点を新たに追加し、市全域でのバリアフリー環境の底上げを目指します。

(5) バリアフリー化の継続的な推進

策定の方向性

■段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)の推進

マスタープラン及び基本構想の策定後も、特定事業計画の作成及び事業実施状況の把握や、事業実施後の点検と改善策の提案等を継続的に行っていくなど、計画の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を目指します。

なお、特定事業等の実施状況の確認は毎年度実施することとし、中間年次(令和11年度)と目標年次(令和16年度)には中間評価・事後評価を行います。

(6) 市民参加の充実

策定の方向性

■事業の推進段階でも市民参加が行える仕組みの検討

施設整備における計画・設計段階から施設利用者である市民の意見を収集し、整備への反映及び人的対応・教育啓発などの心のバリアフリーに関する取組への反映のための仕組みづくり(市民部会による活動など)を検討します。